

川口市 男女共同参画推進条例 を施行しました

この条例は男女共同参画を進めていく上で基本となる考え方を定め、市・市民・事業者のみなさんに求められる役割を明らかにし、市が行う取り組みについて必要な内容などを定めています。

基本理念

男女が共同参画社会の実現を推進するための基本的な考え方を6つ定めています。

① 男女の人権の尊重

男女が性別による差別的取り扱いを受けることなく、共に尊重され、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる機会を確保していきましょう。

② 社会制度・慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識や慣行にとらわれることなく、男女がそれぞれの生き方を自由に選択できるようにしましょう。

③ 政策や方針決定の場への共同参画

あらゆる分野において、男女は社会のパートナーとしてさまざまな方針決定の場へ対等に参画し、協力し合つてものごとを決めましょう。

④ 家庭生活と社会生活との両立

家族を構成する男女がお互いに協力し合い、社会の支援を受けながら、家庭と地域や職場などの活動を両立できるようにしましょう。

⑤ 男女の健康と権利

男女が相手の性を尊重し、理解し、生涯にわたり健康な生活ができるようにしましょう。

⑥ 国際的協調

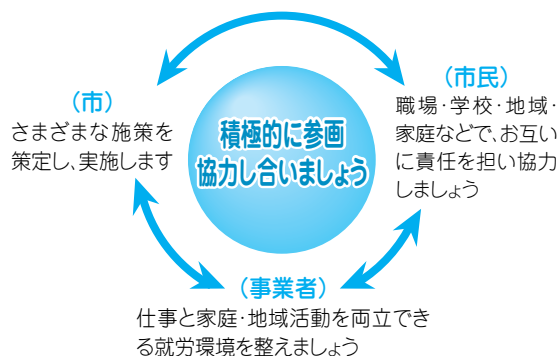
国際社会の取り組みと密接に関わっていることを認識し、世界的視野をもって男女共同参画を推進しましょう。

男女共同参画ってどんなこと?

家庭や地域、職場など、社会のあらゆる場面で男女が共に支え合いながら、個性と能力を發揮することです。



【市・市民・事業者のみなさんの役割】



条例制定&男女共同参画週間記念事業 男女共同参画のつとめ講演会

『仕事も家庭も一生懸命!』

～出会いの人生から学んだこと～



菊地 幸夫氏
(弁護士)

6月23日(土) 14:00~15:30
キュボ・ラ4階フレンディア

「行列のできる法律相談所」でおなじみの菊地幸夫弁護士を講師にお招きし、川口市男女共同参画推進条例に触れながら、仕事と家庭の両立について、ご自身のさまざまな出会いの人生から学ばれたことなどを語っていただきます。

定員…400人

費用…無料、事前申込制(先着順)

申し込み…市ホームページまたは、往復はがきに①〒②住所③氏名④年齢⑤電話番号を記入の上申し込みください。

申込期間…5月7日(月)から(定員になり次第締め切り)
※託児サービスあり(2歳~未就学児、定員10人)
申し込み時に託児人数、年齢も併せて記入してください。(事前申込み制、6月11日(月)必着、先着順)※手話通訳希望の場合もご記載ください。

申し込み・問い合わせ…総合政策課男女共同参画社会担当

趣旨：男女共同参画に関する基本的な計画や推進について、広く市民のみなさんの意見を反映するため、委員を募集します。

募集人数：2人(委員総数12人)

委員の任期：2年

応募資格：次のすべてに該当するかた

- ・市内在住・在勤・在学で、応募日現在満18歳以上のかた(ただし高校生は除く)
- ・開催する会議(7月~3月の平日、10回程度開催予定)に出席できるかた

応募方法：小論文「これからの男女共同参画とは」を任意の書式に800字以内で作成し、応募申込書に住所(市外在住者は勤務先・学校の所在地)、氏名、性別、生年月日、職業、電話番号、応募理由を明記の上、郵送、Eメールまたは持

参ください。

応募申込書は、キュボ・ラM4階男女共同参画コーナー、市役所1階市政情報コーナー、各公民館、図書館、支所、川口駅前行政センターで配布。市ホームページからもダウンロードできます。

締め切り：5月31日(木)必着

選考方法：応募申込書および小論文をもとに、書類選考と面接により決定します。なお、ほかの審議会などの委員をさ
れていないかたを優先します。

※選考結果は、応募者全員に文書で通知します。

報酬：条例に基づき支給します。

※交通費は支給しません。

送付・提出・問い合わせ：総合政策課男女共同参画社会担当

川口市男女共同参画推進委員会委員の募集



問い合わせ…総合政策課男女共同参画社会担当(火~土曜日 9:30~18:15 ※日曜・月曜・祝日はお休みです)

〒332-0015 川口1-1-1キュボ・ラM4階 ☎048-227-7605 048-226-7718 E-mail 040.01013@city.kawaguchi.lg.jp